

平成17年10月13日

国土交通省

千葉県における建設発生木材リサイクル促進行動計画 を策定しました

○建設発生木材は、建設リサイクル法の特定建設資材廃棄物に位置付けられていますが、その再資源化率は平成14年度で61%にとどまっており、同じく特定建設資材廃棄物であるコンクリート塊の98%、アスファルト・コンクリート塊の99%に比較すると低く、リサイクルの一層の推進が求められています。

○また、建設発生木材の不適正処理が全国各地で顕在化しており、平成15年8月には不適正に堆積された木材チップが自然発火したことによる火災が千葉県内で発生するなど、その問題はますます深刻となっており、対策を喫緊に行うことが求められています。

○このような状況を踏まえ、排出事業者、処理業者及び行政等で構成する「関東地方建設副産物再利用方策等連絡協議会 建設発生木材のリサイクル推進方策等に関する連絡部会 千葉WG」は、今般「千葉県における建設発生木材リサイクル促進行動計画」を策定しました。

<問い合わせ先>

総合政策局 事業総括調整官室

田中(代表：03-5253-8111 内線24523)

(直通：03-5253-8271)

関東地方整備局 企画部 技術調査課

望月(代表：048-601-3151 内線3251)

(直通：048-600-1332)

行動計画策定の背景

特定建設資材の再資源化率 (平成14年度、千葉県)

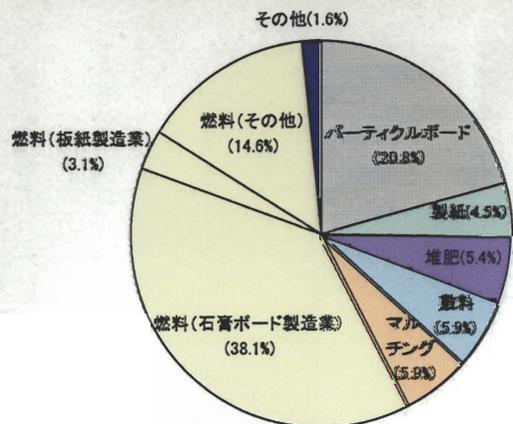


産業廃棄物の不法投棄量



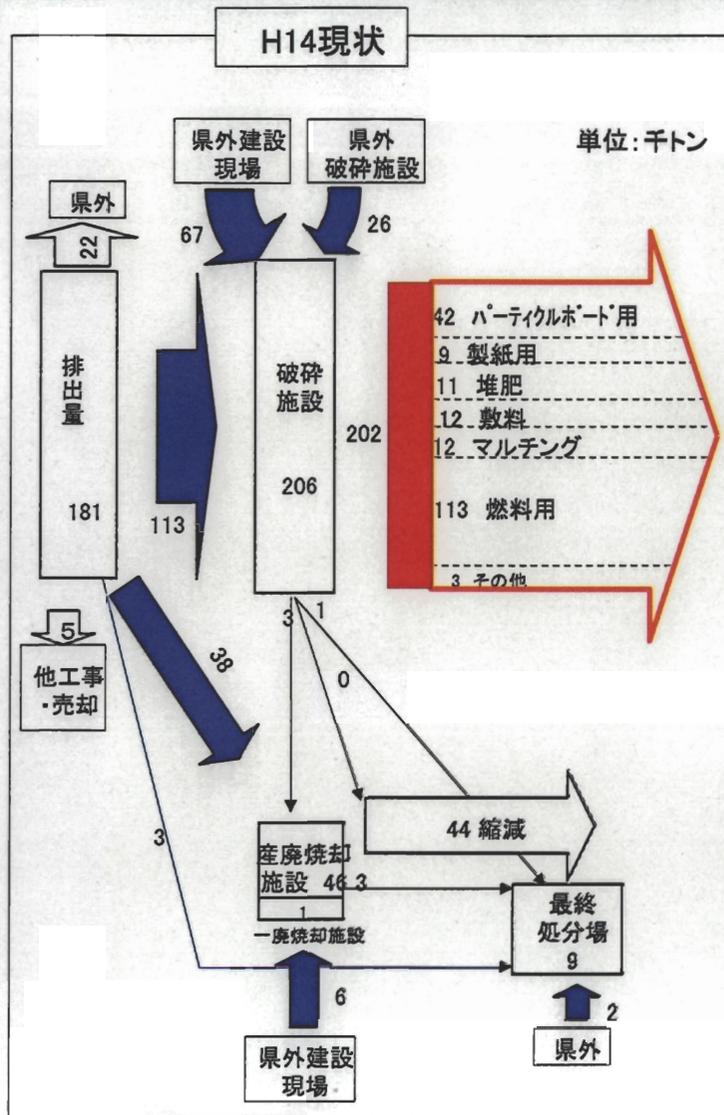
平成15年8月、千葉県佐倉市にて不適正に堆積された木材チップの自然発火による火事が発生

千葉県内の破砕施設からの出荷先

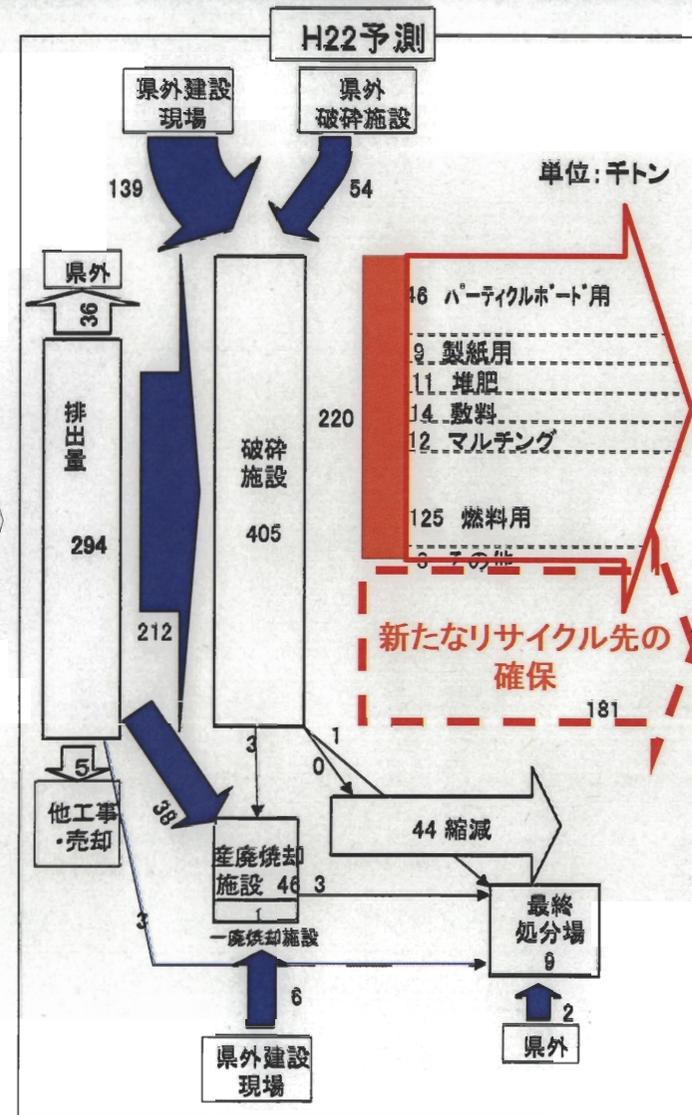


- 建設発生木材のリサイクル率は未だ低い
- 木材チップの不法投棄は深刻な課題
- 利用先が建設産業以外の多種多様であり、需要と供給のバランスを取ることが困難

行動計画による目標値



再資源化率 79%(202/255)



再資源化率 88%(401/454)
→ 目標値 90%

行動計画の基本的考え方

課題

木材チップが不適正に
堆積されている

建設発生木材の排出量
と木材チップの需要量
に乖離が生ずる見込み

発生から再利用
に至る各段階で
の数量が確認で
きず、原因特定
が困難

リサイクル品の需要拡大
による、建設発生木材の
受け皿の確保が必要

対応策

不適正処理の防止
・取締りの徹底
・契約の適正化 等

建設発生木材の排出量
の削減

木材チップの需要量の
増大

建設発生木材のフローを完全に把握する仕組みの構築

行動計画の概要(具体的施策)

I 建設発生木材の不適正処理の防止

- ①廃棄物処理法等による取締りの徹底
- ②適正な処理業者を選定できる仕組み作り
- ③排出事業者と処理業者の契約の適正化
- ④千葉県への届出の拡充

II 建設発生木材の排出量の削減とリサイクルの推進

1 リデュース・リユースの推進

- ①公共工事におけるリデュース・リユースの推進
- ②建築工事におけるリデュース・リユースの推進

2 リサイクルの推進

- ①木材チップの品質の確保
- ②木材チップの供給安定性の確保
- ③民間リサイクル技術の活用
- ④建設発生木材の搬出先の拡大
- ⑤公共工事における再生品の利用拡大

III 不適正処理防止・リサイクル推進のための支援策

- ①広報の充実
- ②建設発生木材のフローの把握
- ③建設発生木材の収集・運搬の効率化

具体的施策(例)



一定規模以上工事発注者は工事着手7日前までに工事の概要、資材の量等を知事に届出する(建設リサイクル法第10条)が、この届出内容には、再資源化の実施方法に関する事項が含まれていない。

千葉県は、建設リサイクル法第10条の届出時に、建設発生木材の処理方法を明記した契約書の写し等を添付するよう発注者に対して協力依頼を行う。

千葉県は、建設リサイクル法の対象工事規模要件の上乗せについて、周辺の都県等からの意見聴取を踏まえ、その必要性について検討する。

(参考)岩手県では条例において、工事着手7日前までに特定建設資材廃棄物の処理方法(処理の委託先、処理費用等)を県知事に報告するよう義務付け(平成15年4月より)

一部の不適正な処理業者が、木材チップを「有価物」と偽って不適正処理を行っている。

各業団体は、本社レベルで処理業者と契約するなど適正な処理業者との契約に努めるよう会員各社に通知を行う。

千葉県は、排出事業者と処理業者との契約が適正化される(廃棄物処理と他の下請工事契約について分離発注方式を原則とする等)よう、関係業団体宛に通知を行う。

具体的施策(例)



木材チップは利用先が多種多様な産業にわたっており、木材チップの品質の基準化、供給時期と需要時期のミスマッチの解消等が求められている。

国は、排出事業者・中間処理業者・木材チップ需要者をメンバーに含めた検討会を設置し、「木材チップの品質基準」「建設発生木材の分別基準」を策定する。

業団体は、建設発生木材のリサイクル率を向上させる観点に立ったストックヤード設置の有効性について検討する。

建設現場での排出、破砕施設での処理、さらにはリサイクル施設等での受入に至るまでの各段階における数値を把握できていない。

千葉県は、「千葉県における建設発生木材のフロー把握手法検討会」を設置し、木材チップ需要者等からの新たな報告制度の導入等を検討する。

(参考)神奈川県では事務取扱要領を定め、県発注工事から排出される建設発生木材の処理の委託は事前に登録された指定事業者に行うこととし、その処理実績(有価物として取引された分も含めて)を県に報告させることとしている。(平成17年4月より)